

國、即貢上、由是大國授、小錦下位、凡銀在倭國、初出于此時、故悉奉諸神祇、亦同賜、小錦以上大夫等、對馬國貢銀記云、全無田畠、只耕白田、或督諸租稅、至此島以大豆爲正稅、島中珍貨充溢、白銀鉛錫真珠金漆之類、長爲朝貢、

續日本後紀、承和七年十一月庚辰、對馬島銀山神預官社、三代實錄、貞觀十二年三月五日丁巳、授對馬島銀山神從五位上、

神位 官社

○附錄

式外神

國本神社
總社

國本一岡本
に作る

大告刀神社
神位

三代實錄、貞觀十二年三月五日丁巳、授對馬島大告刀神從五位上、

三代實錄印
に作る
大告刀と
今古本

終

跋

本書は鈴鹿連胤翁が、畢生の力を用ひ、洽く數萬の史籍を涉獵し、廣く天下の人士に質疑し、數十年間の日子と、幾多の労力とを費して編纂せられし書にて、延喜内式の神社は云ふも更なり、式外の神社も、名だゝるは悉く網羅し、諸國の神名帳も、現存するものは悉く之を收載せられたり。古來神社の事蹟を記せる書、頗る多じいべども、いまだ本書の如く、精細なるはなきを以て、世の學者之を尊重せざるはなしと雖ども、卷帙浩瀚にして、謄寫の業容易ならざるが故に、世に之を所藏するもの絶えてあるなく、たゞ著者の家に正副二本を藏し、内務省神社局に一本を藏するのみ。もし福津日の禍事などあらむには稀世の珍書を、徒に烏有に歸せしめ、他日贋を噬むとも及ばざらむことを恐る。己等こそに慨する所あり。大宮兵馬氏を介して、翁の相續者たる鈴鹿義鯨氏に、交渉を試みしに、氏は喜びて之を諾し、その所藏に係る、矢野玄道翁の校正本を貸出し、之を以て直に活版原稿に充つることを許されたり。是に於て之を底本として、更に本書と對校し、句